

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、高年齢受給資格を否認する旨の雇用保険法第4条第3項不該当処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社を離職した。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、安定所長に対して高年齢求職者給付金の受給資格の決定を求めた。

安定所長は、同日、請求人からC会社（以下「会社」という。）の代表取締役役に就任しているという申告とともに、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の提示を受け、請求人に対して雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第4条第3項不該当処分（以下「当初処分」という。）をした。

- 3 請求人は、平成○年○月○日、請求人が代表取締役である会社は、平成○年○月○日より完全休業状態にあるとして、平成○年○月○日付けでD税務署に届け出た異動届書の写しを持参し、完全休業で事業実体が全くないとして、安定所長に対して高年齢求職者給付金の受給資格の決定を求めた。

安定所長は、同日、当初処分を取り消し、請求人の受給資格を再確認するため、処分を保留した。

- 4 安定所長は、平成○年○月○日請求人に対し、会社が休業状態であったとしても、請求人が代表取締役である限り就職状態と判断し、法第4条第3項不該当処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 5 本件は、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 6 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、

更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が、平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、前記第3の1 (略) のとおり主張するので、以下に検討する。

(2) 「雇用保険業務に関する業務取扱要領」(平成22年12月28日付け職発1228第4号。以下「要領」という。)によれば、(a)「受給資格者を代表取締役とする会社設立登記が行われた場合(実際に営業を開始したかは問わない。)は、登記の日以後、安定所の職業紹介にはすぐに応じられない状態であり就職したものと同等に取り扱うことが妥当である。(要領51255(5)イ(ト))」、(b)「次の場合は、1日の労働時間にかかわらず就職しているものとみなして取り扱う。①会社の役員(株式会社又は有限会社の取締役又は監査役。合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員)に就任している場合(以下略)。(要領51255(5)イ(チ))」とされている。

(3) 本件についてみると、平成○年○月○日付けで請求人は会社の代表取締役に重任され、同月○日付けでその旨の登記がされている。

この点、請求人は、会社は請求時において事実上閉鎖状態にあり、会社から報酬を受けていない、会社を再開するつもりもないと主張するが、一方代表取締役を辞任する意思も会社を廃止する意思もないと回答しており、請求人は、単に名目的な会社の役員にとどまらず、会社の代表取締役としての義務を負うと

ともに会社から報酬等の経済的利益を取得し得る地位を維持し続けていたと認められる。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が就職状態にあり、失業しているとは認められないとの判断は、妥当なものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。